

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うキャンプをはじめとしたアウトドアレジャーの需要の高まりを受けて、キャンプ場の利用環境向上に資する取組を支援することにより、キャンプ場利用者が快適に過ごせるキャンプ場環境を実現し、キャンプを切り口とした本県への新たな観光需要の取り込みを図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入の額（本補助金を除く。）を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
 - 3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。この場合、同一の事業実施主体が設置しているキャンプ場が複数ある場合の申請は、まとめて申請できるものとする。
 - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
 - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年8月26日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業	<p>キャンプ場を設置している県内市町村及び民間団体等</p> <p>※当該設置者から委託を受けて運営管理を行う者を除く。</p>	<p>1 キャンプユーザーの利用環境の水準向上に資するキャンプ場施設・設備の新築又は改修に要する次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) トイレ設備</p> <p>ア 洋式トイレの新設又は改修（洋式トイレの機能向上に伴う改修、ユニバーサル化に伴う改修も含む）</p> <p>イ 和式トイレの洋式化</p> <p>(2) 浴室設備</p> <p>入浴施設、シャワールームの新設又は改修</p> <p>(3) 炊事設備</p> <p>ア 炊事棟の新設</p> <p>イ 炊事場、オートサイト及び区画サイト内における給湯設備及びシンクの新設又は改修</p> <p>(4) 管理設備</p> <p>ア 管理棟の新設又は改修（利用者が使用する設備に限る。）</p> <p>イ オートサイト、区画サイトへのプライバシー柵の設置</p> <p>(5) 通信設備</p> <p>WiFi機器の設置</p> <p>(6) 電源設備</p> <p>オートサイトや区画サイトへの電源BOX等の設置</p> <p>(7) その他、キャンプユーザーの利用環境の水準向上に資すると知事が認めたもの</p> <p>※改修については、既存施設・設備よりも機能向上が図られる場合に限る（単なる修繕は除く）。</p> <p>※県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者による実施が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>2 対象外経費</p> <p>(1) 設計委託料（コンサル料を含む）</p> <p>(2) 新たな土地の取得に係る経費</p> <p>(3) 各種許認可に係る手数料</p> <p>(4) レンタル用品等の備品の購入又は買換えに係る経費</p> <p>(5) 契約に係る印紙代及び振込手数料</p> <p>(6) その他知事が不相当と認めるもの</p>	1 / 2	キャンプ場 1箇所当たり 2,000千円	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの</p> <p>(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>